

22消第774号  
平成22年9月7日

愛媛県高圧ガス保安協会長  
愛媛県高圧ガス地域防災協議会長  
愛媛県冷凍設備保安協会長  
社団法人愛媛県エルピーガス協会長  
愛媛県冷凍空調設備工業会長

} 様

愛媛県県民環境部長



平成22年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

高圧ガスの保安の確保につきまして、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記週間につきましては、原子力安全・保安院長から別添のとおり本年度の実施要領の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、貴協会（協議会、工業会）の会員に対し、実施事項について周知及び指導をよろしく申し上げます。

また、別添週間用ポスターにつきましても、週間中（10月23日～10月29日）掲示していただきますよう、併せて申し上げます。

担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 二神

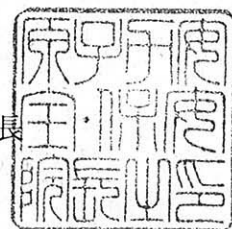
TEL : 089-912-2320

# 経済産業省

平成22・07・30原院第3号  
平成22年8月20日

愛媛県知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



平成22年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

上記の件について、別添の実施要領に基づき実施しますので、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）、高圧ガス保安協会及び関係団体と協力の上、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に努めてください。

また、各関係団体及び事業所に対して、本週間の実施事項について周知徹底、指導方お願いいたします。

なお、実施した行事の内容等については、別紙様式に記入の上、本年12月10日（金）までに原子力安全・保安院保安課に報告して下さるようお願いいたします。



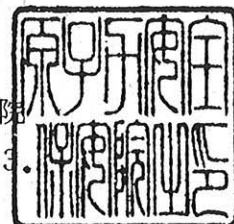
# 経済産業省

平成22・07・30原院第3号

平成22年8月20日

平成22年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-251b-10-03



原子力安全・保安院は、平成22年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について、別添のとおり平成22年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を定め、各産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。）、各都道府県知事、高圧ガス保安協会及び各関係団体の長に対し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図るよう指示することとする。



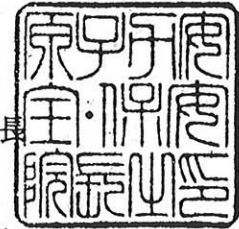
# 経済産業省

平成 22・07・30 原院第 3 号

平成 22 年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成 22 年 8 月 20 日

経済産業省原子力安全・保安院長



## 平成 22 年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領

### 1 現 状

#### (1) 高圧ガス保安法関係

平成 21 年における高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係の事故（喪失・盗難を除く。以下同じ。）は 293 件と、過去最多件数（311 件）を記録した平成 20 年に比して 18 件減少したものの、依然として高い水準にある。また、事故に伴う人的被害（死傷者）についても 100 名（平成 20 年 96 名）と、昭和 50 年以降、昭和 52 年（129 名）、平成 15 年（153 名）に次いで、三度目の三桁を記録した。

事故の発生場所別の内訳を見ると、製造事業所における事故が 218 件（平成 20 年 175 件）、移動中の事故が 19 件（平成 20 年 27 件）、消費先における事故が 49 件（平成 20 年 93 件）、その他事故が 7 件（平成 20 年 16 件）となっており、平成 20 年に比べ製造事業所における事故が増加した。

製造事業所における事故（218 件）の業種別内訳を見ると、近年事故件数が増加している冷凍事業所（82 件）、その他事業所（機械・研究所等をいう。84 件）が四分の三を占めている。

移動中の事故別の内訳をみると、交通事故によるものが依然として全体の約 4 割を占めている。

消費先の事故別の内訳をみると、LP ガス又はアセチレンガスによる災害が全体の約 7 割を占めている。

発生原因の事故件数を見ると、事故総数 293 件中、その約 6 割（168 件）が設備の設計・構造不良、維持・管理不良等の設備上（ハード）の要因によるものである。一方、死傷者数を見ると、管理・操作基準の不備、運転・工事



に係るミス等運転・操作上（ソフト）の要因によるものが68名と、三分の二以上を占めている。昨年発生した重大事故も、その大半が誤操作や認知確認ミス、操作基準の不備等、運転・操作上（ソフト）の要因によって発生している。

また、近年増加傾向にある容器の喪失・盗難については、平成21年は過去最高の517件（平成20年495件）を記録した。

## （2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

平成21年における液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係の事故は、185件（平成20年232件）と依然として高止まりの状況にあり、死傷者数は152名（平成20年83名）で前年比で倍増しており、事故件数は減少しているものの、死傷者数が大幅に増えていることから、事故内容としては悪化している。

B級以上の事故は8件（平成20年4件）発生しており、その内訳は、一酸化炭素中毒6件、漏えい爆発・火災2件となっている。

現象別内訳では、漏えいが84件、漏えい爆発・火災が87件、一酸化炭素中毒事故が14件発生している。一酸化炭素中毒事故の原因は、換気設備の未使用によるものが4件で、CF式ボイラーと換気扇の同時使用によるCF式ボイラー排気の室内への逆流によるもの、給湯器の不完全燃焼及び給湯器の排気筒の閉そくによるもの、燃焼器の給気不足による不完全燃焼によるもの、燃焼器のメンテナンス不足による不完全燃焼及び排気設備の一部未使用によるもの、燃焼器排気口の閉そくによる不完全燃焼によるもの、排気ダンパー閉止による排気不良によるもの並びにフライヤーの経年劣化による不完全燃焼によるものがそれぞれ1件で、調査中のもの又は事故原因不明なものが3件となっている。

用途別では、業務用厨房（飲食店、学校給食室及び業務用施設の厨房を含む。）での事故が51件発生しており、原因者が特定されていない11件を除く40件について、原因者を見ると、一般消費者等の点火ミス・器具栓の誤開放や換気設備を作動させなかったことその他の一般消費者等によるものが27件と最も多く、液化石油ガス販売事業者及び保安機関によるものが6件、一般消費者等と液化石油ガス販売事業者双方によるものが2件、器具メーカー、器具販売業者等によるものが5件であった。

## 2 目 標

このような事故の発生状況にかんがみれば、高圧ガスに係る保安の確保については、なお一層の努力が必要であり、本年度においては、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

### （1）高圧ガス保安法関係

- ① 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
- ② 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止

- ③ タンクローリー、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ④ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑤ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑥ コンビナート地域における防災対策の推進及び大規模災害に対する防災意識の高揚
- ⑦ 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直し

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 一般消費者等に対して、液化石油ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容、消費機器の維持管理方法、一酸化炭素中毒事故防止対策及びガスが万が一漏出した場合の適切な対処方法の周知
- ② 業務用厨房等の事故防止対策として、燃焼器具の適切な操作方法に重点をおいた周知の徹底
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発の実施
- ④ 液化石油ガス販売事業者等に対して、法令遵守、事故防止対策等の再周知の徹底

3 期 間

平成22年10月23日（土）から平成22年10月29日（金）まで

4 実施事項

2に掲げる目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

(1) 高圧ガス保安法関係

- ① 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ② 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ③ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ④ 各地域防災協議会は、容器転倒を防止するための措置及びタンクローリ



一の出発前点検の徹底、液化ガスの漏えい時に凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）、関係団体等と連携し、高圧ガス移動保安講習会等を開催する。

- ⑤ 各地域防災協議会、関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑥ コンビナート地域において、石油コンビナート等特別防災区域協議会等が中心となり、過去の事故事例等を踏まえ、地震時も含めた大規模災害を含む災害想定等を行い、共同防災訓練を企画し、実施する。
- ⑦ 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行うとともに、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示等により、すべての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認を行う。
- ⑧ 原子力安全・保安院（各産業保安監督部を含む。以下同じ。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## （2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 原子力安全・保安院、各都道府県、関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、新聞広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ② 原子力安全・保安院、各都道府県、関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因等を紹介したリーフレット等の配付等、広報、啓発活動等を実施する。
- ③ 原子力安全・保安院及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## （3）表彰関係

高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等に対する経済産業大臣表彰及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対する原子力安全・保安院長表彰を実施する。